

# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2021年 春号—



～事務所宣言～ 私たちは男女がともに安心して子育てをし、仕事に打ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

## 雇用調整助成金 5月以降の措置について

雇用調整助成金の**特例措置**が4月末まで延長されていますが、厚生労働省が5月以降の方針を表明しました。

5月・6月は措置を縮減し、7月以降は雇用情勢が大きく悪化しない限り、更に縮減する予定とのことです。

詳しくは、下記のリンク先をご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/r305cohotokurei\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/r305cohotokurei_00004.html)

## 子ども子育て拠出金は据え置き

令和3年4月分（令和3年5月末納期限）からの子ども・子育て拠出金率は、令和2年度と同率の1,000分の3.6（0.36%）となる予定です。

## 「同一労働同一賃金」中小企業にも適用

正規雇用と非正規雇用の労働者間にある不合理な待遇差を解消するための「同一労働同一賃金」に関する規定が、4月1日から中小企業にも適用されています。

実務上重要なポイントとしては、①「賃金」のみならず、福利厚生施設の利用や、教育訓練、休暇、安全衛生など、「すべての待遇」について不合理な待遇差があるとはならないとされていること、②待遇の違いの内容や理由などについて、パート・有期労働者を雇い入れたときと、求めがあったときに、事業主に「説明義務」が課されていることです。

詳しくは弊社までお問い合わせください。

## 70歳までの就業機会確保

高齢者雇用安定法の一部が改正され、4月1日から施行されています。働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、事業主に70歳までの就業機会の確保措置を制度化する努力義務を設けています。

なお、この改正は、定年の70歳への引上げを義務付けるものではありません。

## マイナンバーカードの健康保険証利用（延期）

今年の3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう準備が進められてきましたが、プレ運用で問題が発生したために、本格運用は今年の10月を目途に延期となりました。将来的には、医療機関の窓口でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすと、オンラインで医療保険の資格が確認できる予定です。

マイナンバーカードを保険証として利用すれば、就職や転職にかかわらず、そのカードを保険証として使えるほか、患者本人が同意すれば初めての医療機関でもこれまでの薬剤情報等を医師等と共有できるなど、利便性が高まると言われています。

## 全国社労士会連合会の会報に掲載されました

上記の延期が決まる前に、弊所の柏本が、全国の社労士向けの会報に、マイナンバーカードの健康保険証利用についての執筆依頼を受け、**実務の最前線を解説した原稿が会報の3月号と4月号に連載されました。**

柏本は現在、全国社会保険労務士会連合会の電子申請ヘルプデスク相談員、東京都社会保険労務士会のデジタル・IT化推進特別委員会電子申請推進部会長を務めており、弊所のデジタル環境についても、常にアップデートしております。

## 弊所の体制について

弊社では新型コロナウイルス感染対策として、**職員のシフトを見直し対応**しております。引き続き、ご相談やお問合せはメールまたは家村携帯 **09035225025** までお願いします。ZoomやWebex等にも対応しております。

# 電子申請

なら



弊社にお任せください。